

## 学校感染症について

学校保健安全法施行規則により下記の感染症に関しまして、  
感染と診断されましたら幼稚園を休んでいただきます。

① 医師証明書が必要な感染症

インフルエンザ（鳥および新型インフルエンザを除く）	百日せき	風疹（三日はしか）
髄膜炎菌性髄膜炎	咽頭結膜熱（プール熱）	水痘（水ぼうそう）
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	麻疹（はしか）	結核

② 医師証明書は不要ですが、必ず受診し医師の指示に従う感染症  
（受診結果については速やかに幼稚園へ連絡してください。）

腸管出血性大腸菌感染症	流行性角結膜炎	急性出血性結膜炎
溶連菌感染症	ウィルス性肝炎	手足口病
伝染性紅斑（りんご病）	ヘルパンギーナ	マイコプラズマ肺炎
流行性嘔吐下痢症	頭ジラミ	水イボ
鳥および新型インフルエンザ	とびひ	その他の感染症

-----切り取り-----

愛川幼稚園 殿

### 治癒証明書

園児名

生年月日 平成 年 月 日生

病名【 \_\_\_\_\_ 】

上記の疾患は軽快し、他への感染の恐れはないと認めます。

平成 年 月 日

医療機関

医師

印